

包括契約方式建設工事保険

建築オールイン

建物に
関する工事を
これひとつで
補償!!



補償の概要

「建築オールイン」は、建築中に生じた不測かつ突発的な事故に

建設業者の皆さまの保険手配をサポートします。

事務手続きが
簡単になると
助かるな…

過去に事故が
発生していない場合
**保険料は
安くなる**
のかな…

万一、
事故が起こったら
どうしよう。



工事ごとに
**保険を
手配する**のは
手間がかかるな…



保険契約者

この保険をご利用いただけるのは、下記の対象工事の年間完成工事高^(注)が30億円以下の建設業者の方々です。
(注) 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。

対象工事

保険契約者が保険期間中に行う建物に関する次の工事が対象です。

1 建物の建築工事	増築、改築、内・外装、修繕工事を含まます。		
2 建物に付帯する 右記に掲げる設備工事 <small>(ただし、主たる工事がその建物敷地内 で行われる工事に限ります。)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 冷暖房・空調設備工事 ● 厨房設備工事 ● 照明設備工事 ● 上・下水道管、ガス管、電線用・通信用配管等の配管工事 	<ul style="list-style-type: none"> ● 冷凍冷蔵設備工事 ● 電話・通信設備工事 ● ガス供給設備工事 	<ul style="list-style-type: none"> ● 給排水・給湯設備工事 ● 電気配線工事 ● 防犯・防災設備工事
3 建物に付帯する 右記に掲げる土木工事 <small>(ただし、主たる工事がその建物敷地内 で行われる工事に限ります。)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎工事 ● 門、塀および垣工事(ただし擁壁工事を除きます。) ● アスファルト舗装工事 ● 路盤築造工事 	<ul style="list-style-type: none"> ● 整地工事 ● コンクリート舗装工事 ● 造園工事(ただし植栽のみの工事を除きます。) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 切盛高1m以下の切土・盛土・擁壁工事 ● 雨水・排水処理工事 ● ブロック舗装工事

★次に掲げる工事は対象から除外します。

- 解体、撤去、分解または取片づけのみを行う工事
- 建物移設工事
- 鋼構造物を主体とする工事(工場敷地内の生産設備・発電機、焼却炉、クレーン等の組立工事をいい、上記2に掲げる工事は該当しません。)
- ガラス温室工事または膜構造物工事
- 請負金額が30億円を超える工事

★下請工事、共同企業体(JV)工事、官公庁発注工事のいずれかまたはすべてを除外することができます。

★上記123の工事を対象とする場合は、1の工事がメインの工事業者の方は[建物コース]、2と3がメインの工事業者の方は[設備コース]でのご加入となります。なお、いずれの場合も土木工事専門工事業者の方は「建築オールイン」の対象工事業者とはなりません。

よる損害を包括的に幅広く補償する建設工事保険です。



建築オールインなら建設業者の皆さまのお悩みを解決できます!

特長

1 ワイドな補償!

1

工事の対象物・工所用材料等工事現場におけるほとんどの物に対して、火災、風水災、盗難等の不測かつ突発的な事故による損害を補償します。

特長

2 包括契約方式なので安心!

2

保険期間内(1年間)に行う保険の対象となるすべての工事が自動的に補償される契約方式ですので、対象工事ごとにお申込みいただく必要がありません。よって、保険の手配を忘れる心配がありませんので、安心して工事に専念できます。

特長

3 工事ごとの通知が不要で事務処理が簡単!

3

把握可能な最近の会計年度(1年間)の完成工事高を教えてくださいだけで、年間の保険料を算出できます。また、1件ごとの工事内容を通知する手間がなく、事務処理が簡単です。

特長

4 過去の事故状況等により次年度の保険料が割引に!

4

過去の事故状況等によって、最大で30%の割引が適用されます。詳細は、3ページ記載の「継続契約における保険料の割増引」をご覧ください。

保険金をお支払いする事故の例

この保険では、次のような場合に保険金をお支払いします。

1	火災、爆発、落雷によって生じた損害		2	台風、旋風、暴風、暴風雨、突風等の風災によって生じた損害		3	高潮、洪水等の水災によって生じた損害	
4	豪雨による崖崩れ、地すべり、土砂崩れ等によって生じた損害		5	盗難によって生じた損害		6	設計、施工、材質または製作の欠陥によって生じた事故 ^(注)	
7	労働者、従業員の取扱上の過失または第三者の悪意によって生じた損害		8	航空機の落下、車両の衝突等によって生じた損害		9	不測かつ突発的な事故によって生じた損害	

以下の部分も拡張して補償します。

- 1 工事現場において、輸送用具からの荷卸作業中に保険の対象に生じた損害
- 2 陸上輸送中に保険の対象に生じた損害
- 3 工事の対象物が、工事中に工事以外の用途に使用された場合、その使用による火災、破裂、爆発によってその使用部分に生じた損害
- 4 保険の対象に損害が生じた場合で、保険の対象を復旧するためにやむを得ず損害の生じた保険の対象以外の物を取り壊したことによる損害

(注) 設計、施工、材質または製作の欠陥により、崩壊・倒壊・破損等の不測かつ突発的な事故による損害が生じた場合のみ保険金をお支払いします。欠陥そのものを除去するための費用に対しては保険金をお支払いしません。

ご契約の条件等

ご契約の条件等

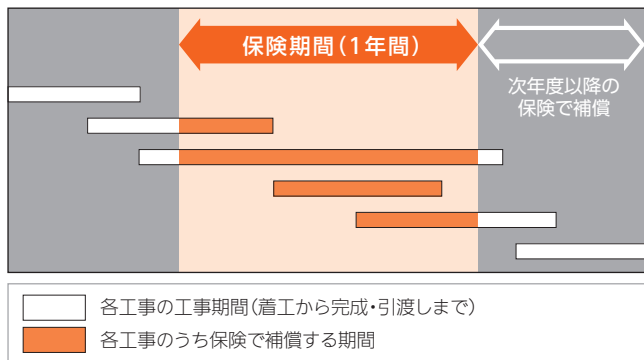
工事物件の保険の対象の範囲

保険の対象とする物件は工事現場における次の物件です。

- ① 工事の対象物
 - ② ①に付随する支保工、型枠工、足場工等の仮工事の対象物
 - ③ ①および②の工事のための仮設の電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備
 - ④ 現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限りです。）
 - ⑤ 工事用材料および工事用仮設材
- ただし、据付機械設備等の工事用仮設備、工事用機械・工具、航空機・船舶・機関車・自動車、設計図書・証書・帳簿・通貨・有価証券等は保険の対象に含みません。

保険期間

保険期間は1年間とします。
ただし、各工事の保険責任期間は、下図のとおりとします。
(保険期間内に発生した事故が補償対象となります。)



暫定保険金額・支払限度額等

- 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)における対象工事の完成工事高^(注1)を暫定保険金額^(注2)とします。
(注1) 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。以下同様とします。
(注2) 保険契約締結前に、保険期間中の対象工事の予想完成工事高が把握可能な最近の会計年度(1年間)における完成工事高より著しく上回るまたは下回る(それぞれ2倍以上または2分の1以下になることをいいます。)ことが明らかな場合は、保険期間中の対象工事の予想完成工事高をもって、暫定保険金額とします。以下同様とします。
- 工事ごとに請負金額を限度として、損害保険金を支払います。
- 保険期間中に支払う保険金の総額は、暫定保険金額の2倍を限度とします。

保険料の精算

把握可能な最近の会計年度(1年間)の対象工事の完成工事高に基づき暫定保険金額を設定した場合は、通知・精算を行いません^(注)。
(注) 保険期間中の予想完成工事高に基づき暫定保険金額を設定した場合は、通知・精算が必要となります。

セットできる主な特約

特約名	特約の概要
対象工事の範囲に関する特約 (建物建築工事補償)	対象工事を建物の建築工事(増築、改築、内・外装または修繕工事を含みます。)および建物に付帯する土木工事(基礎工事・整地工事等)に限定する場合にセットします。
対象工事の範囲に関する特約 (建物関連設備工事補償)	対象工事を建物に付帯する関連設備工事(冷暖房・空調設備工事等)および建物に付帯する土木工事(基礎工事・整地工事等)に限定する場合にセットします。

継続契約における保険料の割増引

継続契約については、前年度以前のご契約の損害率^(注)に応じて下記の割増引を行います(初年度のご契約に対しては、一定の条件を満たす場合のみ、保険料を割引できます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。)

過去2年間の損害率 ^(注)	適用する割増引率 (▲割引 +割増)		過去2年間の損害率 ^(注)	適用する割増引率 (▲割引 +割増)	
	2年度目のご契約	3年度目以降のご契約		2年度目のご契約	3年度目以降のご契約
20% 未満	▲ 15%	▲ 30%	160%以上 180%未満	+ 40%	+ 80%
20% 以上 30% 未満	▲ 10%	▲ 20%	180%以上 200%未満	+ 50%	+ 100%
30% 以上 40% 未満	▲ 5%	▲ 10%	200%以上 220%未満	+ 60%	+ 120%
40% 以上 60% 未満	割増引なし	割増引なし	220%以上 240%未満	+ 70%	+ 140%
60% 以上 80% 未満	+ 5%	+ 10%	240%以上 260%未満	+ 80%	+ 160%
80% 以上 100%未満	+ 10%	+ 20%	260%以上 280%未満	+ 90%	+ 180%
100%以上 120%未満	+ 15%	+ 30%	280%以上 300%未満	+100%	+ 200%
120%以上 140%未満	+ 20%	+ 40%	300%以上	取扱代理店または当社までお問い合わせください。	
140%以上 160%未満	+ 30%	+ 60%			

(注) 損害率とは、お支払いいただいた保険料と当社からお支払いした保険金の額に基づき、次の算式により算出します。

$$\text{損害率}(\%) = \frac{\text{更改日(満期日)の4か月前の
当日の属する月の末日から
過去2年間の支払保険金
(当年度以前のご契約による
支払保険金を含み、未払保
険金は含みません。)
の合計額}}{\text{当年度のご契約の保険料 +
前年度のご契約の保険料}} \times 100$$

また、継続契約が2年度目の場合には、前年度(過去1年間)の損害率により割増引を行います。

保険金のお支払いについて

保険金をお支払いする主な場合

補償種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
基本補償	<p>保険期間内に、工事現場（日本国内に限ります。以下同様とします。）において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。</p> <p>たとえば、次のような損害が対象となります。</p> <p>○火災、爆発、落雷によって生じた損害</p> <p>○台風、旋風、暴風、暴風雨、突風等の風によって生じた損害および雪によって生じた損害^(注1)</p> <p>○地すべりまたは土砂崩れ等によって生じた損害</p> <p>○盗難による損害</p> <p>○労働者、従業員または第三者の取扱上の拙劣、悪意または過失による事故によって生じた損害</p> <p>○設計、施工、材質または製作の欠陥に起因する事故によって生じた損害。ただし、事故に至らない欠陥の修理、代替、補強に要した費用はお支払いしません。</p> <p>○航空機の落下、車両・船舶等の衝突によって生じた損害 等</p> <p>(注1) 台風、旋風、暴風、突風その他の風災、高潮、洪水、内水氾濫その他の水災、豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れ、雹災、豪雪、雪崩、氷、降雨またはこれらに類似の事由によって生じた事故は、最初の事故が生じてから保険期間中72時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなし保険金をお支払いします。</p>	<p>○損害保険金 復旧費 - 免責金額</p> <p>ただし、暫定保険金額が前年度完工高（保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において保険契約者が請負った対象工事の完成工事高^(注6)。以下「前年度完工高」といいます。）より低い場合には、次の算式によって算出した額をお支払いします。ただし、暫定保険金額が保険期間中の対象工事の予想完成工事高^(注6)（以下「期間予想完工高」といいます。）に基づき設定されている場合はこの規定を適用しません。</p> $\text{（復旧費 - 免責金額）} \times \frac{\text{暫定保険金額}}{\text{前年度完工高}}$ <p>●復旧費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する再築、再取得または修理の費用をいいます。 ・復旧費の算出にあたっては、請負金額を構成する費目ごとに物価上昇の影響または資材等の購入単位の違いにより要した単価、および請負金額を構成する費目ごとの数量によって計算した額を基礎として定めます。ただし、費目ごとの単価は、請負金額の積算単価の120%を超えないものとします。 ・請負金額の内訳書に損料または償却費を計上した工事用仮設物等は時価により算出します。 ・次の費用・価額は復旧費に含まれません。 <ul style="list-style-type: none"> ①仮修理費 ②排土・排水費用 ③工事内容の変更または改良による増加費用 ④保険の対象の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用 ⑤残存物の価額 <p>●免責金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ①火災・落雷・破裂・爆発による損害…なし ②土木工事部分……………1事故につき10万円 ③上記①②以外【建物コース】……………1事故につき10万円または5万円（契約時に選択） 【設備コース】……………1事故につき2万円 <p>○損害防止費用 損害保険金が支払われる事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が支出した損害の拡大防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合、当社が承認したものに限り上記復旧費に含めてお支払いします。ただし、土木工事の損害に要した費用は含まれません。</p> <p>○残存物取片づけ費用保険金^(注7) 損害保険金が支払われる場合に、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用に対して、損害保険金の10%に相当する額を限度として実費をお支払いします。</p> <p>○臨時費用保険金^(注7) 損害保険金が支払われる場合に、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、損害保険金の20%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。</p> <p>○保険の対象以外の物の原状復旧費用保険金 損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために、やむを得ず損害の生じた保険の対象以外の物を取壊した場合に、その取壊した物を取壊し直前の状態に復旧するための費用をお支払いします。ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。</p> <p>(注6) 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。</p> <p>(注7) 【水災危険補償特約】および【雪災危険補償特約】ではお支払いしません。</p> <p>※工事物件に対して、保険期間を通じてお支払いする保険金（【荷卸危険補償特約】【陸上輸送危険補償特約】でお支払いする保険金を含みます。）の総額は、暫定保険金額の2倍となります。</p>
水災危険に対する補償	<p>高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れによって保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします^(注2)。</p> <p>(注2) 台風、旋風、暴風、突風その他の風災、高潮、洪水、内水氾濫その他の水災、豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れ、雹災、豪雪、雪崩、氷、降雨またはこれらに類似の事由によって生じた事故は、最初の事故が生じてから保険期間中72時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなし保険金をお支払いします。</p>	
雪災危険に対する補償	<p>豪雪、雪崩または氷による不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします^(注3)。</p> <p>(注3) 台風、旋風、暴風、突風その他の風災、高潮、洪水、内水氾濫その他の水災、豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れ、雹災、豪雪、雪崩、氷、降雨またはこれらに類似の事由によって生じた事故は、最初の事故が生じてから保険期間中72時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなし保険金をお支払いします。</p>	
一部使用による火災危険に対する補償	<p>保険の対象である工事の対象物が保険証券に記載された工事以外の用途に使用された場合において、その使用による火災、破裂または爆発^(注4)によってその使用部分に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。</p>	
荷卸危険に対する補償	<p>工事現場における輸送用具からの保険の対象の荷卸作業中において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に生じた事故による損害に限ります。</p>	<p>上記「損害保険金」「残存物取片づけ費用保険金」「臨時費用保険金」をお支払いします。ただし、1回の事故につき、各種保険金合計で100万円を限度とします。</p>
陸上輸送危険に対する補償	<p>保険契約者の所有する工場または資材置場などにおいて保険の対象ごとに輸送開始のため積込みを開始した時から、通常の輸送過程を経て、工事現場において荷卸しを開始した時までの陸上輸送中^(注5)において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に生じた事故による損害に限ります。</p> <p>(注5) 陸上輸送中とは、その区間内の一時保管中を含みます。</p>	<p>上記「損害保険金」「残存物取片づけ費用保険金」「臨時費用保険金」をお支払いします。ただし、1回の事故につき、各種保険金合計で100万円を限度とします。</p>

保険金のお支払いについて

保険金をお支払いしない主な場合

補償種類	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償/ 水災危険に対する 補償	<p>次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ○風、雨、雹、砂塵の吹込みまたは漏入^(注1)によって生じた損害 ○戦争、革命、内乱、暴動または官公庁による差押え・没収・破壊(ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。)によって生じた損害 ○テロ行為等によって生じた損害(保険金額が15億円以上の工事についてのみ適用します。) ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ○核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害 ○損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害 ○残材調査の際に発見された紛失または不足の損害 ○保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害。ただし、火災、破裂、爆発によってその使用部分に生じた損害を除きます。 ○工事用仮設材として使用される矢板・くい・H型鋼その他これらに類する物の打込み、引抜きの際に生じた曲損・破損または引抜き不能の損害 ○保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化の損害 ○保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用 ○湧水の止水または排水費用 ○完成期限または納期の遅延、能力不足その他債務不履行により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ○芝、樹木その他の植物に生じた損害 ○初年度契約の申込日以前(申込日を含みます。)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故^(注2)により生じた損害 ○地盤注入費用 ○基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足によって沈下した保険の対象の位置の矯正に要する費用 <p>(注1) 保険の対象または保険の対象を収容する建物が台風、旋風、暴風、暴風雨、突風、雹その他の風災または雹災によって直接破損したために不測かつ突発的な事故が生じた場合を除きます。</p> <p>(注2) その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた事故を含みます。</p>
雪災危険に対する 補償	<p>上記「保険金をお支払いしない主な場合」のほか、次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害 ○コンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害 <p style="text-align: right;">等</p>
一部使用による 火災危険に対する 補償	<p>上記「保険金をお支払いしない主な場合」のほか、次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険の対象である工事の対象物が工事以外の用途に使用され、その使用部分に対して保険金を支払う場合、その使用部分を使用する方の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
荷卸危険に対する 補償	<p>上記「保険金をお支払いしない主な場合」とします。</p>
陸上輸送危険に 対する補償	<p>上記「保険金をお支払いしない主な場合」のほか、次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○荷づくりの欠陥に起因して生じた損害 ○運送の遅延による損害 <p style="text-align: right;">等</p>

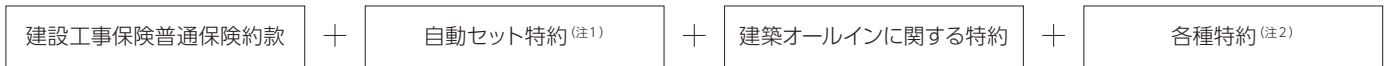
*上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義については、普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

ご注意ください

ご契約時にご注意いただきたいこと

1 お申込みいただく保険の保険条件等についてご確認ください

(1) 商品の仕組み



(注1) 次の特約となります。

- ・建設工事保険追加特約
- ・テロ行為等補償対象外特約(保険金額15億円以上のみ適用)
- ・水災危険補償特約
- ・雪災危険補償特約
- ・植物に関する特約
- ・1事故の定義に関する特約
- ・特定台風危険補償対象外特約
- ・特約火災保険契約との調整に関する特約
- ・日時認識エラー補償対象外特約

(注2) 契約内容に応じて各種特約がセットされます。

(2) 補償内容

- 保険金をお支払いする主な場合
4ページ記載の「保険金をお支払いする主な場合」とおりです。
- お支払いする保険金
4ページ記載の「お支払いする保険金」とおりです。
- 保険金をお支払いしない主な場合
5ページ記載の「保険金をお支払いしない主な場合」とおりです。

(3) 被保険者

保険契約により補償を受けられる方をいい、対象工事にかかわる発注者および保険契約者と、そのすべての下請負人が被保険者となります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

(4) 対象とする工事

1ページ記載の「対象工事」とおりです。

(5) 保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

(6) 保険金額・支払限度額等

暫定保険金額は、前年度完工高^(注1)と同額になるよう設定してください。保険契約締結時において、前年度完工高^(注1)の実績がない場合等は期間予想完工高にて設定します。支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。免責金額^(注2)を設定する場合は、損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた金額を、保険証券記載の保険金額・支払限度額を限度にお支払いします。

お客さまが実際にご契約いただく保険金額および免責金額につきましては、保険申込書の「暫定保険金額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

(注1) 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。

(注2) 免責金額とは、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

(7) 保険料

保険料(保険契約の内容に応じて、保険契約者が当社にお支払いいただく金銭をいいます。)は、暫定保険金額、免責金額および過去の事故状況等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

● 暫定保険金額が前年度完工高^(注1)によって定められている場合は、ご契約の際に、保険料を算出するために必要な資料^(注2)を当社にご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(注1) 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。

(注2) 実績数値の記載がある保険契約者(または被保険者)作成資料の写しおよび当社様式による「告知書」をいいます。

(8) 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時金と、複数回に分けて払い込む分割払があります。分割払とすることができるのは、一時払保険料が20万円以上のご契約です。分割払とすることによる割増はありません(大口分割払)。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(9) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(10) 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。詳細は [ご契約後にご注意いただきたいこと](#) の「2(2) 解約と解約返れい金」をご参照ください。

2 ご契約時に告知いただく事項についてご確認ください

保険契約者および被保険者には、ご契約時に保険申込書(当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)

保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1 万一の事故のときのお手続きについて

- (1) 事故にあわれた場合の当社へのご連絡等
事故が発生した場合は、損害の発生および拡大の防止処理等を行ったうえで、取扱代理店または当社までご連絡ください。

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料) へ

- (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

保険金のご請求時にご提出いただく書類については、保険申込書の「重要事項のご説明」をご覧ください。

2 ご契約後に、次の事項が生じる場合には、取扱代理店または当社にご連絡ください

- (1) ご契約後における注意事項 (通知義務等)

ご契約後、右記のいずれかに該当する事実が発生する場合にはあらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または当社にご通知ください。
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- ◇保険証券記載の施工者を変更する場合
- ◇工事を追加、変更、中断、再開または放棄する場合
- ◇設計、仕様または施工方法を著しく変更する場合
- ◇保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合

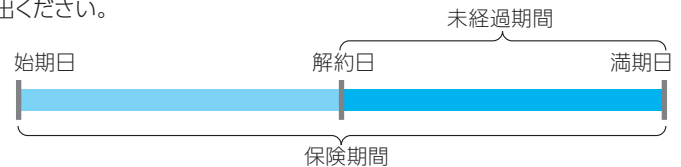
また、ご契約後、右記のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。

- ◇特約の追加等、契約条件を変更する場合
- ◇ご住所の変更等、保険証券に記載された事項を変更する場合

- (2) 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社まで速やかにお申し出ください。

■解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分より少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。



■ご解約に伴い、保険料のお支払い状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間にお支払いいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料をお支払いいただく必要があります。

■保険契約を解約される場合、払込みいただいた保険料が保険証券に記載された最低保険料(保険証券に最低保険料が記載されていない場合は5,000円)未満のときは、その差額をお支払いいただく必要があります。

その他ご注意いただきたいこと

- (1) 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下「個人等」といいます。))以外の者である保険契約者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分について、上記補償の対象となります。)

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻前から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

- (2) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

- (3) その他

○ご契約に関する個人情報、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)または保険申込書の「重要事項のご説明」をご覧ください。

○取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収書の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものになります。

○このパンフレットは「建築オールイン(包括契約方式建設工事保険)」の概要をご説明したものです。補償内容は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

○保険契約者と被保険者が異なる場合には、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

○ご契約にあたっては、保険申込書の「重要事項のご説明」をご確認ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277 (無料)

【受付時間】 平日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】 平日 9:15~17:00 0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&A INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

<http://www.ms-ins.com>

S0397 10,000 2014.05 (新) (62) 132 [使用申込書 No.S5718]